

(介護予防) 短期入所生活介護事業 重 要 事 項 の 概 要

1. 事業所名
ショートステイ CHIAKI ほおずき姫路津田
2. 介護保険事業所番号
2 8 7 4 0 0 2 8 1 5
3. 事業所所在地
兵庫県姫路市飾磨区今在家北1丁目8
4. 指定（更新）年月日
介護給付：令和4年6月15日
介護予防給付：令和6年4月1日
5. 電話番号
0 7 9 - 2 3 4 - 0 6 4 2
6. 利用定員
20名（1日の利用定員）
7. サービスを提供する通常の地域
姫路市（安富町・林田町・夢前町・香寺町・家島町除く）
8. 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	午前9時00分～午後5時00分
9. 管理者名
松 原 聖 知

10. 事業所の基本職員体制

職種	勤務の内容	勤務形態
施設長（管理者）	業務の一元的な管理	1名
医 師	健康管理及び療養上の指導	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名
介護職員	介護業務	5名
看護職員	ご利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行います。	1名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。	1名
栄養士	適切な栄養管理を行います	1名

11. サービスの特徴

ショートステイCHIAKIほおずき姫路津田は家庭的でこじんまりした生活空間で、ケアを受けながら、出来るだけ、自立して生活する為の『家』です。
事業所の運営にあつたては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供を心がけます。

12. 利用についての留意事項

- (1) 要介護度認定の判定結果が、要支援1から要介護5のいずれかであることが必要です。
- (2) 要介護度認定等の申請が行われていない場合は、説明を行い必要な援助を行います。

13. サービスについての苦情

- (1) 苦情の窓口（受付時間 9：00～17：00）

窓口担当者	松 原 聖 知	079-234-0642	受付時間 9：00～17：00
-------	---------	--------------	-----------------

- (2) その他の苦情窓口

姫路市役所 介護保険課	079-221-2923	受付時間 8：35～17：25
中播磨介護保険センター （中播磨健康福祉事務所）	079-281-9768	受付時間 9：00～17：30
兵庫県国民健康保険団体連合会	078-332-5617	受付時間 9：00～17：15
兵庫県介護保険審査会事務局	078-341-7711	受付時間 8：45～18：00

14. 利用料金

(1) 介護保険サービス(1日あたり)

①1日あたりのサービス利用料金（介護保険給付対象サービス）				1 割 負 担	2 割 負 担	3 割 負 担	
負担割合							
基 本 料 金	〈従来型個室の場合〉 1人部屋の場合	要支援 1（介護予防）		4 8 8 円	9 7 5 円	1, 4 6 2 円	
		要支援 2（介護予防）		6 0 7 円	1, 2 1 3 円	1, 8 1 9 円	
		要介護度 1		6 5 6 円	1, 3 1 2 円	1, 9 6 8 円	
		要介護度 2		7 2 8 円	1, 4 5 5 円	2, 1 8 2 円	
		要介護度 3		8 0 1 円	1, 6 0 1 円	2, 4 0 1 円	
		要介護度 4		8 7 1 円	1, 7 4 1 円	2, 6 1 2 円	
		要介護度 5		9 4 2 円	1, 8 8 4 円	2, 8 2 6 円	
		〈多床室の場合〉 2人・3人・4人部屋の場合	要支援 1（介護予防）		4 8 8 円	9 7 5 円	1, 4 6 2 円
	要支援 2（介護予防）		6 0 7 円	1, 2 1 3 円	1, 8 1 9 円		
	要介護度 1		6 5 6 円	1, 3 1 2 円	1, 9 6 8 円		
	要介護度 2		7 2 8 円	1, 4 5 5 円	2, 1 8 2 円		
	要介護度 3		8 0 1 円	1, 6 0 1 円	2, 4 0 1 円		
	要介護度 4		8 7 1 円	1, 7 4 1 円	2, 6 1 2 円		
	要介護度 5		9 4 2 円	1, 8 8 4 円	2, 8 2 6 円		
	生活相談員配置等加算				1 4 円	2 7 円	4 0 円
	生活機能向上 連携加算		(Ⅰ)	3月に1回	1 0 2 円	2 0 4 円	3 0 6 円
(Ⅱ)				2 0 4 円	4 0 7 円	6 1 1 円	
			個別機能訓練加算算定	1 0 2 円	2 0 4 円	3 0 6 円	
専従の機能訓練指導員を配置				1 3 円	2 5 円	3 7 円	
個別機能訓練加算				5 7 円	1 1 4 円	1 7 1 円	
○	看護支援体制加算		(Ⅰ)（介護給付）	4 円	8 円	1 2 円	
(Ⅱ)（介護給付）			9 円	1 7 円	2 5 円		
(Ⅲ)（介護給付）			1 3 円	2 5 円	3 7 円		
(Ⅳ)（介護給付）			2 4 円	4 7 円	7 0 円		
○	医療連携強化加算				5 9 円	1 1 8 円	1 7 7 円
看取り連携体制加算				6 5 円	1 3 0 円	1 9 5 円	
○	夜間職員配置加算		(Ⅰ)	1 4 円	2 7 円	4 0 円	
(Ⅱ)			1 9 円	3 7 円	5 5 円		
(Ⅲ)			1 6 円	3 1 円	4 6 円		
(Ⅳ)			2 1 円	4 1 円	6 1 円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算				2 0 4 円	4 0 7 円	6 1 1 円	
○	若年性認知症利用者受入加算				1 2 2 円	2 4 4 円	3 6 6 円
○	送迎加算（片道）				1 8 8 円	3 7 5 円	5 6 2 円
○	緊急短期受入加算 ※7日を				9 1 円	1 8 3 円	2 7 5 円
口腔連携強化加算				5 1 円	1 0 2 円	1 5 3 円	
療養食加算（1日につき3回を限度）				9 円	1 7 円	2 5 円	
在宅中重度者受入加算 1				4 2 9 円	8 5 7 円	1, 2 8 5 円	
在宅中重度者受入加算 2				4 2 4 円	8 4 8 円	1, 2 7 2 円	

	在宅中重度者受入加算 3		4 2 0 円	8 4 0 円	1, 2 6 0 円
	在宅中重度者受入加算 4		4 3 3 円	8 6 5 円	1, 2 9 7 円
	認知症専門ケア加算	Ⅰ	3 円	6 円	9 円
		Ⅱ	4 円	8 円	1 2 円
	生産性向上推進体制加算（1月）	Ⅰ	1 0 2 円	2 0 4 円	3 0 6 円
		Ⅱ	1 1 円	2 2 円	3 1 円
○	サービス提供体制強化加算		(Ⅰ)	2 3 円	4 5 円
			(Ⅱ)	1 9 円	3 7 円
			(Ⅲ)	7 円	1 3 円
○	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			利用合計額に14.0%相当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			利用合計額に13.6%相当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			利用合計額に11.3%相当	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			利用合計額に 9.0%相当	

※利用限度日数を超えて、ご利用になられる場合は、費用の全額が実費負担となります。
※介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

(2) 実費負担

《滞在費》	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外の方基準費用
1人部屋	380円/1日	480円/1日	880円/1日	880円/1日	1,231円/1日
2・3・4人部屋	0円/1日	430円/1日	430円/1日	430円/1日	915円/1日
《食 費》	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	左記以外の方
	300円/1日	600円/1日	1,000円/1日	1,300円	1,600円/1日
朝食270円、昼食580円、夕食600円、おやつ飲料代150円					
特別室費用	1人部屋2,000円/1日				
喫茶代	100円/1回				
《送迎費用》	通常の事業実施地域を越えた送迎の場合は、1kmあたり30円				
テレビ賃借料	200円/1日 2人・3人・4人部屋でご利用される場合				
レクリエーション	実費（材料が必要な場合は事前にお知らせします）				
理美容代	カットのみ1,900円 毛染め2,900円 パーマ4,300円他				

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有 ・ 無
-------	-------